

## 赤字削減・解消計画について

### 1 基本的な考え方

- 国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支を均衡させることが重要
- 決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われている現状
- ⇒ 国保運営方針で赤字削減・解消に向けた方向性を定め、国通知に沿って、赤字削減・解消を計画的に進めるべきこととしている。

#### (1) 削減・解消すべき赤字

- 一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額
- 前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額

#### (2) 赤字削減・解消計画を策定する市町村

前年度決算において、削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって、翌年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村

#### (3) 赤字削減・解消計画の公表

国等において給付と負担の見える化が強く求められており、保険者努力支援制度の評価指標にも位置づけられている。このため令和元年度から県において赤字削減・解消計画を公表している。

### 2 赤字削減・解消計画の策定状況

令和5年9月末時点で赤字削減・解消計画を策定している市町村数は23であった。内訳は以下のとおり。

	対象市町村数	左の内訳			
		計画の期間(6カ年分)	市町村数	赤字額計	備考
2023(令和5)年9月末時点	23	2018～2023年度(平成30～令和5)	16	2016(平成28)年度 3,457,090千円	前年度から4市村減少
		2019～2024年度(令和元～令和6)	1	2017(平成29)年度 390,808千円	前年度と同数
		2020～2025年度(令和2～令和7)	2	2018(平成30)年度 130,000千円	前年度と同数
		2021～2026年度(令和3～令和8)	1	2019(令和元)年度 441,437千円	前年度と同数
		2023～2028年度(令和5～令和10)	3	2021(令和3)年度 716,484千円	新規(3市町増)

※ 国は赤字削減・解消計画の対象期間を基本的に6年としているため、計画期間を6年として整理しているが、各市町村の計画においては、必ずしも6年で赤字解消が図られるものではない。

### 3 決算補填等目的の法定外一般会計繰入の状況

過去4カ年度の決算補填目的等の法定外一般会計繰入の状況は以下のとおり。

法定外一般会計繰入全体の金額は減少傾向にあるが、決算補填等目的の法定外一般会計繰入額は増加し、令和4年度決算においては、約1億1千5百万円の増加となった。

(繰入市町村数は28→25に減少)

区分/年度		令和元年度決算		令和2年度決算		令和3年度決算		令和4年度決算		
		金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	
一般会計繰入金(法定外繰入)計		14,757,901	46	12,295,066	47	11,606,859	48	11,509,436	48	
うち 決算 補填 等 目的	決算補填	保険料収納不足等		0	0	78,475	2	0	0	
	目的	高額療養費貸付金		0	0	0	0	0	0	
	保険者の 政策	保険料負担緩和		5,198,877	28	2,638,311	25	2,079,050	24	2,308,341
		地方単独の保険料軽減		66,571	3	62,684	3	764,296	4	722,722
		任意給付に充てるため		1,303	1	0	0	1,497	1	0
	過年度の 赤字	累積赤字補填		0	0	0	0	0	0	0
		公債費等、借入金利息		0	0	0	0	0	0	0
計		5,266,751	29	2,700,995	27	2,923,318	28	3,031,063	25	

※ 「決算補填等目的」は、一つの市町村で複数の該当項目があるため、「市町村数」の計と内訳項目は一致しない。

#### 【参考】

国は、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一の議論を進めることが重要として、都道府県国保運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付けることとしている。〔国民健康保険法改正(令和6年4月1日施行)〕